

行政コスト計算書について

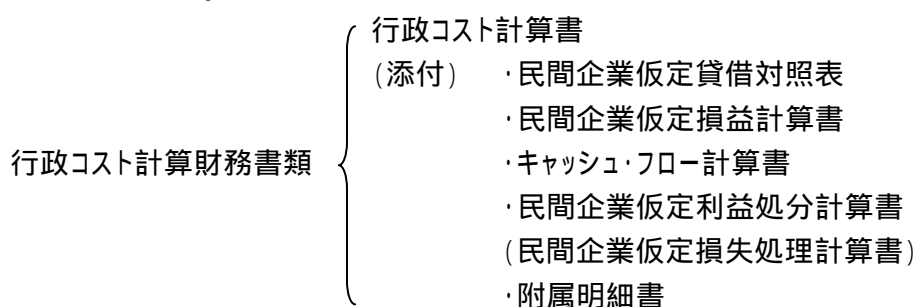
1 行政コスト計算書の体系

行政コスト計算書とは、説明責任、透明性の観点から、阪神高速道路公団(以下「阪神公団」という。)の特性を捨象し、阪神公団が民間企業として活動を行っているとは仮定した場合の財務書類です。

まず、「企業会計原則」に準拠した会計処理による仮定貸借対照表、仮定損益計算書等を作成し、仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

なお、行政コスト計算財務書類は、阪神公団の法定財務諸表と並列的に作成すべきものとされています。

[行政コスト計算書の体系]



2 民間企業仮定財務諸表について

阪神高速道路公団法等に基づく財務諸表(以下「法定財務諸表」)は、有料道路事業の特性を映し出すための会計処理(償還準備金積立方式)を採用しているため、道路資産の減価償却等を行っていません。一方、民間企業仮定財務諸表では、道路資産の減価償却及び除却を実施し、法定決算における収益と費用の差額である償還準備金繰入やその累計額である償還準備金を計上せず、当期利益(当期損失)や剰余金(欠損金)として整理しています。

なお、このような会計処理を行ったとしても、減価償却費等は現金の支出を伴わない費用であるため、当期利益(当期損失)に減価償却費等を加算するなどした額(法定の償還準備金繰入に相当する額)は全て借入金の償還に充てられるため、償還額、償還状況やその見通しは変わりません。

主な計数は以下のとおりです。

・ 資本計(貸借対照表)	1,547億円
・ 当期損失(損益計算書)	210億円
・ 営業活動によるCF(キャッシュ・フロー計算書)	209億円

平成 17 年度民間企業仮定財務諸表の概要

貸借対照表

民間企業仮定貸借対照表では、道路資産に対する減価償却等の実施に伴い、法定決算に比べ資産額が減額されています。また、土地の取得に要する利息相当額については、支出時の費用として取扱うこととしています。

H17決算においては、資本の部の合計額(資産と負債の差額)は 1,547億円(前年度1,620億円・73億円の増加)となっています。

前年度貸借対照表との比較

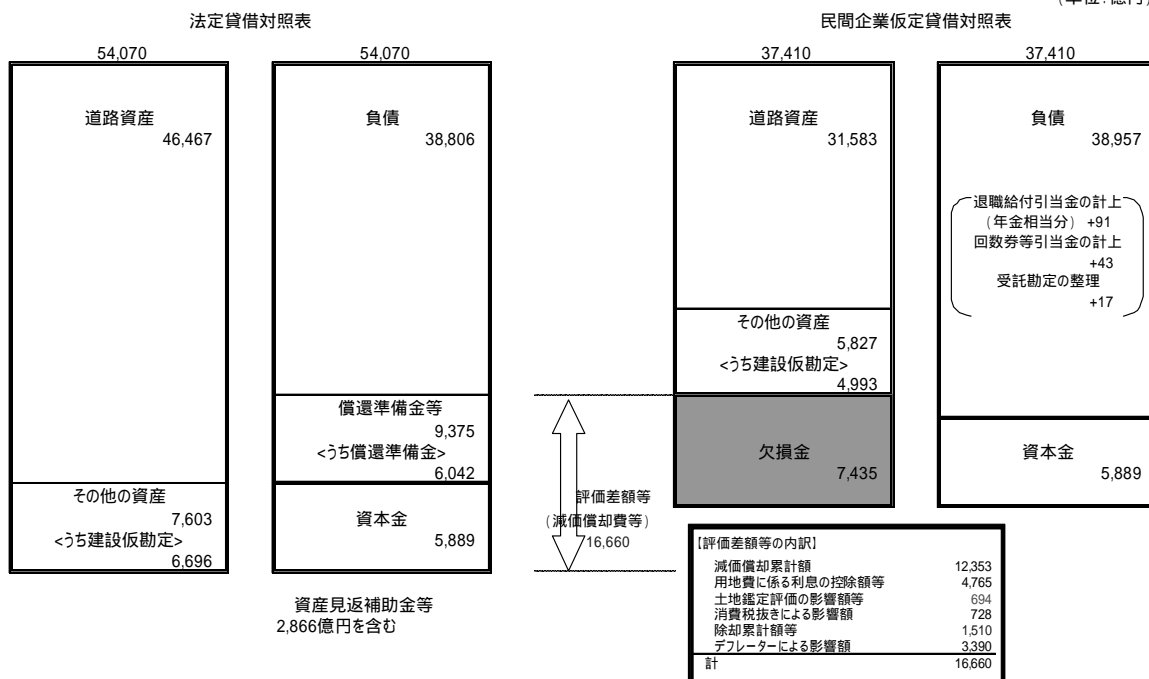
(単位:億円)

	17年度	16年度(参考)	備考
資産の部			
流動資産	644	365	
固定資産	36,720	36,766	
高速道路事業固定資産			
道路	31,583	31,644	減価償却による減等
道路建設仮勘定	4,993	4,951	事業進捗による増等
関連事業固定資産	24	-	表示区分細分化による増
各事業共用固定資産	100	-	"
その他	19	170	表示区分細分化による減
繰延資産	46	48	
計	37,410	37,179	
負債の部			
流動負債	4,062	4,132	未払金の減等
固定負債	34,895	34,667	債券残高の増等
計	38,957	38,799	
資本の部			
資本金	5,889	5,758	出資金の受入による増
剰余金	7,435	7,378	評価方法変更による増等
計	1,547	1,620	

(注)単位未満四捨五入のため、合計と端数において合致しない場合があります。

法定貸借対照表との比較

(単位:億円)



損益計算書

民間企業仮定損益計算書では、費用として道路資産に対する減価償却費などを計上しています。法定損益計算書において計上している収益と費用の差額としての償還準備金繰入は計上せず、当期利益(損失)として整理しています。

H17決算においては、当期損失210億円(前年度142億円・68億円の増)を計上することとなりました。

前年度損益計算書との比較

(単位:億円)

	17年度	16年度(参考)	備考
営業損益の部			
営業収益	808	1,811	半期決算であることによる減
営業費用	599	1,253	"
営業利益	209	557	
営業外損益の部			
営業外収益	2	2	半期決算であることによる減
営業外費用	325	701	"
経常損失	114	142	
特別損益の部			
特別利益			
貸倒引当金戻入	0	-	過年度引当金計上の修正による皆増
特別損失			
前期損益修正損	53	-	回数券販売停止に伴う払戻による皆増
回数券払戻引当金繰入等	43	-	引当金の新規計上による皆増
当期損失	210	142	

(注)単位未満四捨五入のため、合計と端数において合致しない場合があります。

法定損益計算書との比較

(単位:億円)

法定損益計算書

民間企業仮定損益計算書

法定損益計算書		民間企業仮定損益計算書	
850	850	1,020	1,020
費用 490	自己収入 (料金収入等) 850	費用 514	自己収入 (料金収入等) 810
		費用増 24 (資産の更新による除却損等 35 土地に係る利息の費用化等 23 消費税の影響額 34)	収入減 40 消費税の影響額 40
前期損益修正損 56		前期損益修正損 53	
償還準備金繰入 (償還額) 303		引当金繰入 43	
		減価償却費 411	当期損失 210

キャッシュ・フロー計算書

営業活動によるキャッシュ・フロー区分は、間接法(当期損失に非資金損益項目などの調整を加え、さらに利息支払額などを考慮する方法)により表示しています。

投資活動によるキャッシュ・フロー区分では、建設中路線にかかる建設事業費の支出(資産取得原価に算入した付随費用・支払利息を含む。)などを表示しています。

財務活動によるキャッシュ・フロー区分では、出資金の受入額や債券・借入金の調達額及び償還額を表示しています。

H17決算においては、営業活動により209億円(前年度705億円・496億円の減少)を生み出し、投資活動として314億円を支出し、財務活動として不足分411億円を新たに調達しているという状況です。

前年度キャッシュ・フローとの比較

(単位:億円)

	17年度	16年度(参考)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期損失	210	142
減価償却費・除却損	413	829
債券発行費・差金償却	10	12
引当金増減額	42	1
債券・借入金利息等	314	685
その他の資産・負債の増減額等	47	31
小計	522	1,417
債券・借入金利息の支払額等	313	712
計	209	705
投資活動によるキャッシュ・フロー		
事業資産の取得による支出	364	770
固定資産の取得・売却等	51	18
計	314	788
財務活動によるキャッシュ・フロー		
債券発行・借入による収入	1,640	3,231
債券償還・借入金返済による支出	1,359	3,358
出資金受入れによる収入	131	236
計	411	109
現金等の増加額	306	26
現金等の期首残高	252	226
現金等の期末残高	558	252

(注) 単位未満四捨五入のため、合計と端数において合致しない場合があります。

資産評価方法について

民間企業仮定財務諸表作成にあたっては、平成17年3月にまとめられた「道路資産評価・会計基準検討会の検討報告」に基づき、資産評価を実施しています。その具体的な内容につきましては下表のとおりです。

項目	摘要(評価方法等)
・使用デフレータ 構築物 構築物に係る補償費 関連経路分担金 建設中金利 土地 土地に係る補償費 労務費 その他経費	土木工事費デフレータ(阪神公団) " 土木事業費デフレータ(往路) 土木工事費デフレータ(阪神公団)及び最近の金利水準を反映させた利率を使用 鑑定による評価 土木補償費デフレータ(阪神公団) 人事労務報告前年度比 土木工事費(または用地費)デフレータ(阪神公団)
・原価算入範囲 調査費 関連経路分担金 雑費	事業着手前の支出について費用化 供用以後の支出を費用化 全て費用化
・検査報告による耐用年数 土工 遮音壁	70年 18年
・デフレートの基準年度を変更	平成16年度基準から平成17年度基準に見直しを実施
・構築物の数量相印を実施	現地踏査による実地相印を実施し、数量及び資産価額を精査した結果を反映
・鑑定評価の実施	土地及び道路区域内の建物等(重要性の低いものは除く)について、鑑定評価もしくは鑑定評価に準じた方法により再調査価額を算出。 平成17年度においては再鑑定または時点修正を実施し、H17.9.30時点の評価に修正。
・土地(付替道水路)の評価について	財産整理未了地について、交換予定のものは受け予定地の評価額を付し、寄付予定のものは備忘価額を付して整理
・退職給付引当金について	期末の未認識貸借計算上の差異を全て認識

下線部はH16からH17の評価変更点

その他の会計処理の比較

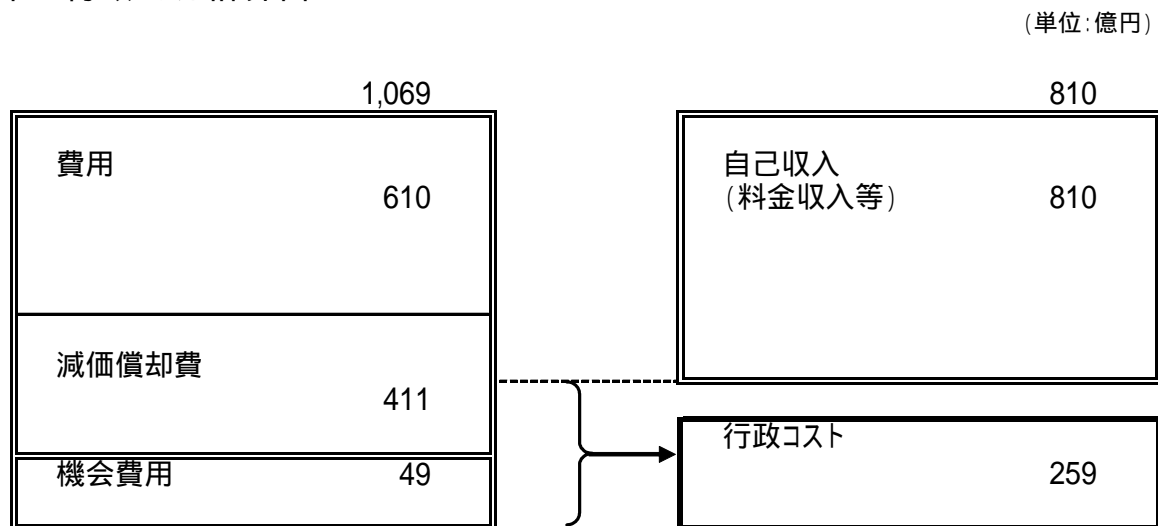
民間企業仮定財務諸表における道路資産評価方法以外の法定決算との主な相違点は以下のとおりです。

主な項目	法定財務諸表	民間企業仮定財務諸表
繰延資産の処理方法		
1) 調査費	・ 繰延資産として計上	・ 費用として扱う (事業着手以後は原価算入)
2) 債券発行差金	・ 債券の償還期間で均等償却	・ 法定財務諸表と同じ
3) 債券発行費	〃	・ 商法施行規則規定の最長期間(3年)で均等償却
資産見返勘定の処理方法		
1) 資産見返補助金	・ 道路資産の見返りとして負債の部に計上	・ 剰余金として整理
2) 資産見返交付金		
3) 資産見返負担金		
引当金等の計上基準		
1) 貸倒引当金	・ 計上していない	・ 回収不能見込額を計上
2) 賞与引当金	・ 支給見込額のうち当期負担額を計上(未払費用)	・ 支給見込額のうち当期負担額を計上
3) 退職給付引当金	・ 内規に基づき、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上(退職給与引当金)	・ 「退職給付に係る会計基準」に基づき、退職一時金と企業年金(厚生年金基金)に係る将来給付(退職給付債務)のうち、未積立部分を退職給付引当金として計上。 (未認識数理差異を認識)
4) 償還準備金	・ 特別法上の引当金として計上	・ 剰余金として整理
5) 道路事業損失補てん引当金	〃	〃
消費税の会計処理	・ 税込処理	・ 税抜処理

3 行政コストの算出

民間企業仮定損益計算書に計上された費用から自己収入を控除し、これに政府出資金等に係る機会費用を加算して、行政コストを算出しています。

図1 行政コスト計算書



- (注1) 機会費用:政府等出資金残高に10年もの国債の利回りを乗じたコスト など
- (注2) 費用には前期損益修正損を含みます。
- (注3) 単位未満四捨五入のため、合計と端数において合致しない場合があります。

上記のとおり、減価償却費を含む費用に機会費用を加えた額は、自己収入を上回っており、平成17年度の阪神公団の行政コストは、259億円となっています。

阪神公団は、湾岸線等大規模の建設投資(平成5年～10年度に63.3kmを供用)を近年に行ったこともあり、収益が減価償却等に要する費用を上回るまでに一定期間を要しますが、借入金の償還が進むにつれ借入金利息が減少し費用が軽減されるため、将来的には行政コストもマイナスに転じるものと見込まれます。

なお、政府・地方公共団体の出資金は、適正な料金水準の確保のため、借入金の金利負担を軽減することを目的に充当されているものです。

4 子会社・関連会社

(1) 連結に伴う会計処理

平成17年度行政コスト計算書の作成にあたっては、子会社等の半期決算を行うことが困難なことから連結行政コスト計算書は作成せず、平成16年度連結行政コスト計算書で連結した子会社等の貸借対照表を基にした持分法による評価額を注記する簡便法によっています。

阪神公団が議決権を所有する会社がなく、持分法による評価額はありますが、道路資産評価・会計基準検討委員会の最終報告において「道路関係四公団が連結行政コスト計算書で開示している子会社等の財務情報は、会社において同様に開示する」とされていることから、平成16年度に子会社等に該当した社の業務概要、阪神公団との関係、役員の氏名等の関係情報をディスクローズしています。

(2) 子会社・関連会社の判定(平成17年3月31日現在)

行政コスト計算書作成指針に従い、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号)を基準として、連結対象子会社・関連会社を判定しています(取引高等は原則としてH17.3月期・役員はH17.3末時点の状況により判定)。

なお、阪神公団が議決権を所有している会社はありません。

子会社の判定

阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者()が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている
- b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が50%以上で判定)

a) 4社(4社)

b) 6社(6社)

計 6社(6社) (重複除き・()内は平成15年度)

関連会社の判定

阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者()が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社

- a) 阪神公団出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している
- b) 重要な営業上又は事業上の取引がある
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が30%以上で判定)

a) 3社(3社)

b) 3社(4社)

計 3社(4社) (重複除き・()内は平成15年度)

阪神公団の子会社及び関連会社

No.	会社名	区分	子会社 1		
			ア)	イ) a)	イ) b)
1	(株)エイチエイチエス	収受・ 交管	-		
2	(株)高速道路開発	収受	-	-	
3	(株)コーベックス	収受・ 交管	-	-	
4	(株)サナウィン	収受	-		
5	(株)ベイフレンド	収受	-		
6	(株)阪神パトロール	交管	-		
	6社計		-	4	6

No.	会社名	区分	関連会社 2		
			ア)	イ) a)	イ) b)
1	(株)グローウェイ	収受	-		
2	(株)テクノ阪神	保守	-		
3	(株)技創	調設	-		
	3社計		-	3	3

【区分】

収受：主として料金収受業務を行っている会社
 交管：主として交通管理業務を行っている会社
 保守：主として保守点検業務を行っている会社
 維持：主として維持修繕業務を行っている会社
 調設：主として調査設計業務を行っている会社

1 子会社の判定について

- ア) 阪神公団が議決権の50%超を所有する会社
- イ) 阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、過半数の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社
- a) 阪神公団出身者が取締役会等の構成員の過半数を占めている
 - b) 重要な財務及び営業等の方針の決定を支配する契約等が存在する
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が50%以上で判定)

2 関連会社の判定について

- ア) 阪神公団が議決権の20%以上(50%以下)を所有する会社
- イ) 阪神公団は議決権を所有しないものの、人事、取引等において緊密な関係がある者が、20%以上の議決権を所有し、かつ、次のいずれかの要件に該当する会社
- a) 阪神公団出身者が代表取締役、取締役等の役職に就任している
 - b) 重要な営業上又は事業上の取引がある
(売上高に占める阪神公団との取引高の割合が30%以上で判定)

(注)「(株)阪神パトロール」については、平成17年1月に設立のため、売上高等の算出にあたり、平成17年3月31日現在で本決算に準じた仮決算を実施しています。

5 関連公益法人等

関連公益法人等については、行政コスト作成指針に従って、平成16年度に該当した法人等の業務概要、阪神公団との関係、役員の名等関係情報をディスクローズしています。

(1) 関連公益法人の判定

役員のうち、阪神公団出身者の占める割合が1/3以上 5 法人 (5 法人)
 売上高に占める阪神公団の発注額が1/3以上 3 法人 (3 法人)
 計 5 法人 (5 法人) (重複除き・()内は平成15年度)

(2) 関連公益法人の子会社・関連会社の判定

(「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い(平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号)」を基準として判定)

関連公益法人の子会社

該当なし (該当なし) (()内は平成15年度) 判定基準については、阪神公団の子会社の判定基準と同様

関連公益法人の関連会社

1 社 (該当なし) (()内は平成15年度) 判定基準については、阪神公団の関連会社の判定基準と同様

	会社名	区分	関連公益法人 1		【区分】 調査: 主として調査研究業務を行っている公益法人 管理: 主として道路の高架下用地の管理業務を行っている公益法人 維持: 主として維持修繕業務を行っている会社 保守: 主として保守点検業務を行っている会社 調設: 主として調査設計業務を行っている会社
			ア)	イ)	
1	(財)阪神高速道路管理技術センター	調査			1 関連公益法人の判定について ア) 役員のうち、阪神公団出身者の占める割合が1/3以上 イ) 売上高に占める阪神公団の発注額が1/3以上
2	(財)阪神高速道路補償センター	調査			
3	(社)阪神有料道路サービス協会	調査			
4	(財)阪神高速道路協会	管理		-	
5	(財)阪神高速道路利用協会	管理		-	
	5 法人計		5	3	

	会社名	区分	関連公益法人の関連会社 2			2 関連会社の判定について ・阪神公団の関連会社の判定基準と同様 ・左記の会社は、阪神公団の関連会社と重複
			ア)	イ) - a)	イ) - b)	
1	(株)技創	調設	-	-		
	1 法人計		-	-	1	

阪神高速道路公団の子会社・関連会社(9社)の概要
(平成16年度行政コスト計算書より)

1. 子会社・関連会社の判定

民間企業で用いられている判定基準である、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(平成10年12月8日 日本公認会計士協会監査委員会報告第60号)により判定した。その業務内容は、料金収受、交通管理、保守点検、調査設計等である。

子会社 6社
関連会社 3社
 計 9社

なお、いずれの会社も阪神公団との出資関係はない。

(平成15年度)

子会社 6社
関連会社 4社
 計 10社

2. 子会社、関連会社の概要(平成16年度)

- (1) 当期利益の合計
 1,039百万円 (1社平均 115百万円)
- (2) 剰余金の合計
 5,442百万円 (1社平均 604百万円)
- (3) 売上高に占める阪神公団との取引高
 11,376百万円中 10,717百万円(94%)
- (4) 阪神公団出身者が社長に就任している会社
 9社中 6社(66%)
- (5) 阪神公団出身の役員数
 45人中 18人(40%)

(平成15年度)

当期利益
 6百万円(1社平均 0百万円)

剰余金
 6,901百万円(1社平均690百万円)

売上高
 11,582百万円中 10,738百万円
 (92%)

阪神公団出身者が社長
 10社中 6社(60%)

阪神公団出身の役員数
 58人中 24人(41%)

役員の状態については、平成17年9月末時点のものである。